

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
■処置			
暫間固定 簡単なもの／困難なもの	処置・手術 「その他」欄		○
口腔内装置（1装置につき） 口腔内装置3			○
歯冠修復物または補綴物の除去（1歯につき）① 困難なもの	所定欄		○
■手術			
歯の再植術	処置・手術 「その他」欄		○△
下顎骨離断術			
歯槽骨骨折非観血的整復術 1歯または2歯にわたるもの 3歯以上にわたるもの			
歯槽骨骨折観血的整復術 1歯または2歯にわたるもの 3歯以上にわたるもの			
上顎骨折非観血的整復術			
上顎骨折観血的手術			
上顎骨形成術 単純な場合 上顎骨を複数に分割した場合の加算 複雑な場合および2次の再建の場合 骨移動を伴う場合			
頬骨骨折観血的整復術			
頬骨変形治療骨折矯正術			
下顎骨折非観血的整復術 連続した歯に対して三内式線副子以上の結紮法を行った場合の加算			
下顎骨折観血的手術 片側／両側			
下顎関節突起骨折観血的手術 片側／両側			
顎骨内異物（挿入物を含む）除去術 簡単なもの（手術範囲が顎骨の1/2顎程度未満の場合／手術範囲が全顎にわたる場合） 困難なもの（手術範囲が顎骨の2/3顎程度未満の場合／手術範囲が全顎にわたる場合）			
下顎骨形成術 おとがい形成の場合 短縮または伸長の場合 両側を同時に行った場合の加算 再建の場合 骨移動を伴う場合			
下顎骨延長術 片側／両側			
顔面多発骨折観血的手術			

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
創傷処理 筋肉，臓器に達するもの（長径 5cm 未満／5cm 以上 10cm 未満 ／10cm 以上〈頭頸部のもの（長径 20cm 以上のものに限る） ／その他のもの〉） 筋肉，臓器に達しないもの（長径 5cm 未満／5cm 以上 10cm 未 満／10cm 以上） 真皮縫合加算／デブリードマン加算	処置・手術 「その他」欄		
小児創傷処理（6 歳未満） 筋肉，臓器に達するもの（長径 2.5cm 未満／2.5cm 以上 5cm 未 満／5cm 以上 10cm 未満／10cm 以上） 筋肉，臓器に達しないもの（長径 2.5cm 未満／2.5cm 以上 5cm 未満／5cm 以上 10cm 未満／長径 10cm 以上） 真皮縫合加算／デブリードマン加算			
デブリードマン 100cm ² 未満 100cm ² 以上 3,000cm ² 未満 深部デブリードマン加算			
超音波切削機器加算			
■歯冠修復及び欠損補綴			
印象採得 口腔内装置等（1 装置につき）	処置・手術 「その他」欄		
暫間歯冠補綴装置（1 歯につき）	所定欄		○
装 着 口腔内装置等の装着の場合（1 装置につき）	処置・手術 「その他」欄 (装置等と合算)		